

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会公募委員の公募及び決定に関する要領

平成22年1月27日決定

(趣旨)

第1 この要領は、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱（平成22年木更津市告示第22号）第11条第2項第1号の規定による、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会公募委員（以下「公募委員」という。）の公募及び決定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者若しくは市内に通勤又は通学をする者であること。
- (2) 応募するときの年齢が18歳以上の者であること。
- (3) 選考の対象となる団体の構成員でないこと。

(募集の方法等)

- 第3 公募委員の募集は、市の広報紙及びホームページに掲載することにより行うものとする。
- 2 公募委員の募集期間は、前項による掲載の日から概ね30日間を目途に、募集の際に定める。
  - 3 公募委員の定員は、5人以内とする。
  - 4 公募委員に応募しようとする者は、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会公募委員応募申請書（別記様式）を、市長に提出するものとする。

(公募委員の決定)

第4 市長は、前条第4項の規定による応募があったときは、男女比、年齢構成、居住地域その他必要な事項を考慮し、公募委員を決定するものとする。

(結果の公表等)

- 第5 市長は、公募委員を決定したときは、速やかに、審査結果を応募した者に書面で通知するものとする。
- 2 市長は、木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会の結果その他必要な事項を市のホームページに掲載するものとする。

(委任)

第6 この要領に定めるもののほか、公募委員の公募及び審査に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

別記様式（第3条）

木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会公募委員応募申請書

年 月 日

木更津市長 様

住 所

氏 名

連絡先 ( ) -

年度木更津市協働のまちづくり活動支援金交付事業選考会公募委員として応募します。

ふりがな		性 別	
氏 名			
生年月日	年 月 日	年 齡	歳
応募動機			
主な経歴、まちづくりへの参画等			